

## 別紙 1

### 下関市立吉見学校給食共同調理場学校給食等運搬業務仕様書

#### 1 委託期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 1 年 7 月 3 1 日まで

#### 2 業務内容

乙は、業務を実施する日（以下「業務実施日」という。）において、下関市立吉見学校給食共同調理場で調理した学校給食及び 5 に定める物品（以下「給食等」という。）を、運搬用の車両（以下「運搬車両」という。）へ積み込み、下関市立吉見中学校へ運搬し、所定場所へ積下しを行い、給食終了後に物品を積み込み、下関市立吉見学校給食共同調理場へ運搬し、所定場所へ積下しを行う。

#### 3 実施回数

業務の実施日数は、1 会計年度において 1 9 0 日程度（履行期間中においては 5 7 0 日程度）とする。また、8 月の業務の実施日数は 1 会計年度において 5 日程度（履行期間中においては 1 5 日程度）とする。ただし、学校行事及びその他の理由により増減することがある。

#### 4 業務実施日等

(1) 乙への業務実施日の通知は、業務の対象となる施設の長又は当該長が指名した者（以下「校長等」という。）が、業務を実施する月の前月 2 0 日（ただし、その月が 4 月である場合にあつては、当月 8 日）までに行う。

(2) 運搬時刻は、概ね、別紙 1 - 2 給食運搬計画表のとおりとする。

#### 5 物品

学校給食のほか、運搬する物品は、原則、次の表のとおりとする。た

だし、給食の内容によっては、同表に掲げる物品以外の物品を運搬するよう依頼することがある。

1	二重食缶（大）	Φ 315×285mm	3 個
2	二重食缶（中）	Φ 278×270mm	3 個
3	二重食缶（小）	Φ 235×245mm	1 個
4	シャトルコンテナ （大）	縦 390mm×横 320mm×高さ 200mm	3 個
5	シャトルコンテナ （小）	縦 390mm×横 320mm×高さ 130mm	1 個
6	炊飯二重食缶（大）	Φ 315×220mm	3 個
7	炊飯二重食缶（小）	Φ 270×190mm	1 個
8	食器函	縦 390mm×横 360mm×高さ 215mm	4 個
9	牛乳籠		4 個

## 6 業務の指示

乙は、業務の実施方法に関する細部については、校長等の指示に従わなければならない。

## 7 業務従事者

- (1) 乙は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の経歴を明らかにする書面を甲へ提出し、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- (2) 業務従事者は、業務実施日 1 日につき 1 人役とする。
- (3) 乙は、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に基づき、年 1 回以上、業務従事者の健康診断を行うこと。また、常

に従事者の健康状態に注意し、異常を認めた時は、遅滞なく医師の診察又は医療機関の検査を受けさせること。

- (4) 乙は、甲が実施する月 2 回の検便検査を業務従事者に受けさせること。当該検便検査に要する費用は甲の負担とする。
- (5) 乙は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状により、感染症、食中毒等の疑いのある者を、業務に従事させてはならない。
- (6) 乙は、その日の業務従事者に欠勤、病欠等があった場合は、(1)の定めによりあらかじめ甲の承認を得た業務従事者であり、(3)から(5)までの要件を満たす者を業務に従事させること。
- (7) 業務従事者がその健康上業務に当たることが不相当と認める場合、甲は乙に対して業務従事者の交替を求めることができる。
- (8) 業務従事者は、業務にあたり清潔な白衣、帽子、マスク、履物等を着用しなければならない。運搬車両の荷台での作業は、新たな未使用の履物であって、この業務専用とする履物を着用すること。給食等の積込み及び積下しを行う前に、手指のアルコール消毒等を行うこと。なお、手指に傷、出血、化のう創がある場合は、使い捨ての手袋を着用すること。

## 8 乙及び業務従事者

- (1) 乙及び業務従事者は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 乙は、学校給食が教育の一環である事を認識し、業務従事者に対し、次の事項について必要な教育及び研修を実施すること。
  - ア 給食等の衛生的かつ適切な取り扱い
  - イ 業務用の衣服及び勤務態度
  - ウ 交通法規の遵守及び安全運転の徹底（特に対象校の敷地内における徐行運行の遵守並びに児童その他の学校関係者を巻き込ん

だ事故及び敷地内の施設の損壊の防止)

## 9 運搬車両

運搬車両は、給食の安全性及び衛生面に十分配慮し、次のとおりとすること。

- (1) 車両台数 1台
- (2) 車種 軽四輪貨物（バン）
- (3) 最大積載量 350kg以下
- (4) 車両装備等

ア 運搬車両の荷台は、業務実施日において、毎日、業務開始前に丁寧に洗浄又は拭上げをした後、アルコール消毒を行う等、常に清潔を保つこと。また、給食に異物が混入しないよう、業務に不要な物品を持ち込まず、荷台に損傷がないか確認を行うこと。

イ 給食等の積込み及び積下しのために、扉は、荷台の後方及び側面（両側）に設置されていること。

ウ 直射日光の射しこみによる車内の温度上昇を防止するため、窓に熱及び光を反射するミラーフィルム等を貼り付けるか、又は窓のない車両とすること。また、荷台には車内の温度を測定できるよう、温度計を搭載すること。

エ 運搬車両は、関係法令により定められた点検を確実に実施すること。点検の結果、修理の必要があると認めるときは、速やかに修理を行い、業務に影響しないようにすること。

オ 運搬車両内は、禁煙とすること。

カ 運搬車両は、常に業務に供しうるよう整備した状態で管理すること。ただし、車検または長期の修理等のために使用できないときは、代車を使用することができるものとする。

キ 乙は、運搬車両を甲へ届け出て、あらかじめ甲の承認を得ること。代車も同様とする。

ク 乙は、運搬車両に係る対人賠償及び対物賠償の額が無制限の自

動車保険に加入し、甲へ加入したことを届け出ること。

ケ 乙は、運搬車両を業務以外の用に使用する場合は、あらかじめ甲へ連絡の上、給食の安全性及び衛生面に悪影響を与えないよう十分配慮すること。

#### 1 0 業務の実施記録

乙は、業務実施日において、別紙 1 - 3 給食運搬記録簿により業務の実施について記録し、各月の業務を完了した後、同記録簿を甲に提出すること。

#### 1 1 業務の実施義務

乙は、業務実施日において、天変地変その他の不可抗力を除き、業務を実施しなければならない。この場合において、乙は、業務従業員その他の従業員の争議行為をもって不可抗力とすることはできない。

#### 1 2 業務の確認

乙は、別紙 1 - 4 給食運搬実績表に業務実施日ごとに下関市立吉見小学校の校長等から業務実施の確認印を受け、各月の業務を完了したときは、同実績表に下関市立吉見中学校の校長等から業務実施の確認印を受け、遅滞なく同実績表を甲に提出しなければならない。